

教育内容の変更と保護者からの信頼

- ・ 最判平成21年12月10日民集63巻10号2463頁
（東京高判平成19年10月31日平成18年(㊟)5308号
東京地判平成18年9月26日平成17年(㊿)4299号)

【事実】

- ① 在学契約違反による損害賠償請求→
- ② 不法行為に基づく慰謝料請求→

保護者Xら

学校法人Y

- ・ 「論語に基づく道徳教育」を標榜
 - ・ 同教育を推進していた校長Aを解任
 - ・ 上記教育内容を実質的に変更
- ※説明会紛糾

【第一審判旨】請求棄却

- ① 在学契約の当事者は生徒であって保護者でない
- ② 教育内容については学校に裁量があり、内容の変更は不法行為とならない

【第二審判旨】一部認容

- ① 第一審同旨
- ② 正当な理由のない教育内容の一方面的な変更は、保護者による学校選択の自由を実質的に損なうこととなり、不法行為を構成するところ、Y側のXらに対する説明は不十分であり、責任を免れない

【最高裁判旨】原判決破棄、控訴棄却

- ① 在学契約の当事者が誰であるにせよ、本件で在学契約違反は存在しない
- ② 学校側が変更の予定を秘して教育内容を宣伝した等の特段の事情がない限り、教育内容の変更は不法行為に当たらない。なお、学校の教育内容に対する保護者の期待が法律上保護されるのは、学校に教育内容について裁量があることを考慮してもなお社会通念上是認できない場合に限られる

【問題点】

- ・ 私立と国公立との違いは？……私立の独自性と教育内容の「裁量」とは？
- ・ 本件の背景には学校経営をめぐる内紛が存在
……教育内容変更の裁量との関係は？A校長の解任理由の影響は？
- ・ 本件道徳教育の本質部分は？……論語？手法？「教育効果」との因果関係は？
- ・ 在学契約の当事者は誰か？……大学、高校、私立小中学校で差があるか？

平成21年12月10日 最高裁第一小法廷平20(受)284号教育債務履行等請求事件〔教育内容変更訴訟・上告審〕

主文

- 1 原判決中，上告人敗訴部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき，被上告人らの控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は被上告人らの負担とする。

理由

第1 事案の概要

1 本件は，上告人が設置するA中学校又はB高等学校(以下「本件各学校」という。)に在籍していた生徒の親である被上告人らが，上告人に対し，上告人が，本件各学校の生徒を募集する際，学校案内や学校説明会等において，論語に依拠した道德教育の実施を約束したにもかかわらず，子の入学後に同教育を廃止したことは，上告人と被上告人らとの間で締結された在学契約上の債務不履行に当たり，また，被上告人らの学校選択の自由を侵害し，不法行為を構成するなど主張して，債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償等を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は，次のとおりである。

(1) 当事者等

上告人は，昭和19年3月に設立された学校法人であり，昭和53年にB高等学校(以下「高等部」という。)を，昭和62年にA中学校(以下「中等部」という。)をそれぞれ設置し，本件各学校においていわゆる中高一貫教育を実施しており，本件各学校は，校長であったC(以下「C前校長」という。)が解任された平成16年7月当時，茨城県下有数の進学校であった。

原判決別紙控訴人対応一覧表の「生徒」欄記載の者らは，その当時本件各学校に在籍していた中学1年から高校3年までの生徒であり，被上告人らは，各生徒の親である。

(2) 本件各学校の教育の特色等

本件各学校は，「心の教育」，「情操教育」等をその教育理念として掲げ，これらの教育理念を実践するものとして，C前校長の解任前には，同校長が中心となって，以下のとおり，論語に依拠した道德授業(以下「本件道德授業」という。)が行われ，また，ロングホームルーム(以下「LHR」という。)及び合同ホームルーム(以下「合同HR」という。)においても，論語に依拠した道德教育が行われていた。

ア 本件道德授業

本件道德授業の実施方法は，中等部1年生全員について年間28回，高等部1年生のうち高等部から入学した生徒について年間14回，道德の時間帯において，C前校長が，35分間論語に

依拠した道徳の講話を行い、各生徒は、その講話内容を一言一句漏らさずにノートに記載し、書き漏らした部分を生徒同士で確認した上、上記講話内容を清書するとともに、ノート1頁分の感想文を書いて、上記講話実施日から数日以内にこれらを提出し、校長、副校長、学年部長又は担任教師のいずれかが、上記感想文を読み、ノート1頁分の返事を書いて各生徒に返却するというものであった。上記各回の授業がすべて終了した後は、生徒は、授業を受けた感想、これからの決意、将来の夢等について、「13歳の決心」、「16歳の決心」との表題で4000字程度の作文を書き、これが1冊の本に編集されていた。

イ LHR, 合同HR

LHRにおいては、本件道徳授業を基礎として、各クラスごとに、週1回、担任教師による70分間の論語に依拠した講話が行われ、生徒はこれをノートに記録した上、感想文を書いて提出し、これに対して教師が各生徒に返事を書いて返却していた。合同HRにおいては、中等部及び高等部のそれぞれにおいて、全学年を対象として、年間10回、教頭、学年部長等による70分間の講話が行われていた。

(3) 上告人による生徒募集の際の説明、宣伝

上告人は、本件各学校の生徒を募集する際、入学希望者に配布した学校案内や入学希望者を対象として開催した学校説明会等において、本件道徳授業、LHR及び合同HRの内容を具体的に説明し、特に、そこで行われている論語に依拠した道徳教育について、それが他校に類を見ない独特の指導方法で実施され、本件各学校における教育の基礎となっており、「集中力」、「書く力」、「考える力」を養成し、すべての教科の土台として学力の向上に大きな効果をもたらすとともに、仲間づくりの機会としても重要な教育的効果を持っている旨紹介するほか、学校案内に同教育の教育的効果を具体的に述べた在校生や保護者の文章を掲載するなどして、その教育的効果を強調し、積極的にこれを宣伝していた。

(4) C前校長の解任前後の経緯

ア 上告人は、平成14年12月19日に開催された理事会において、本件各学校の校長について65歳定年制を導入する一方、既にその年齢に達していたC前校長が直ちに退任することによって教育現場に混乱が生じないように、C前校長については平成17年3月末日限りで退任させることを決議したほか、退任後は、C前校長を名誉校長として処遇し、その後任として、副校長であったDを選任することを決定していた。しかし、C前校長が、平成15年ころから、一部の保護者と共に、本件各学校を上告人による運営から分離、独立させることを目指す運動を始めるようになり、平成16年6月ころには、C前校長の金銭的不祥事も発覚したことから、上告人は、同年7月15日、C前校長を急きょ解任した。

イ 上記のとおり、上告人は、C前校長の後任としてD副校長を選任することを予定していたものの、同副校長において、C前校長の解任直前に、健康上の理由により校長就任を辞退する旨通知してきたため、その後任として適切な人材を学内から選任する時間的余裕がなく、学外からE(以下「E新校長」という。)を本件各学校の校長に選任した。

ウ C前校長の解任後、E新校長の方針に従い、本件道徳授業は廃止され、LHR及び合同

HRにおいて道德教育が行われる回数は減少し、論語に依拠した道德教育は全く行われなくなったが、C前校長の解任後も、本件各学校の総授業時間数及び授業項目に変更はなく、道德教育の内容も学習指導要領に沿うものであった。

エ 上告人は、C前校長の解任に不満を抱く保護者との間でトラブルが生ずるなどしたことを受けて、同年8月22日、父母説明会を開催し、保護者に対して、C前校長解任の経緯等について説明するとともに、E新校長が、今後実施する道德教育の方針や内容について説明した。

第2 上告代理人松尾翼ほかの上告受理申立て理由について

1 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判示して、被上告人らの上告人に対する不法行為に基づく慰謝料請求を一部認容した。

親が子の入学する学校を選択する際に考慮した事項が事後的に変更された場合には、親の教育に対する支配権に由来して認められる親の学校選択の自由は実質的に無意味なものとなるから、上告人が被上告人らにおいて子の入学先として本件各学校を選択した際に考慮した事項を入学後に変更することは、それについて正当な理由があるなどの特段の事情がない限り、被上告人らの学校選択の自由を違法に侵害するものとして、被上告人らに対する不法行為を構成する。上告人は、論語に依拠した道德教育について、その独自性や学力向上の効果等を説明、宣伝し、被上告人らの子にもその入学後同教育が施されるとの被上告人らの期待、信頼を生じさせたにもかかわらず、突然これを廃止した上、C前校長の解任や論語に依拠した道德教育の廃止等によって生じた保護者や生徒らの不安を除去し、混乱を收拾しようとする配慮を欠き、C前校長の指導に従いその教育的効果を信じて学習してきた生徒や保護者の不安をあおったものであり、論語に依拠した道德教育の廃止について正当な理由も認められないから、上告人は、上記のような一連の行動により、被上告人らの学校選択の自由を不当に侵害したものであって、被上告人らに対し、不法行為責任を負う。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 親は、子の将来に対して最も深い関心を持ち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子の教育に対する一定の支配権、すなわち子の教育の自由を有すると認められ、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあられるものと考えられる(最高裁昭和43年(あ)第1614号同51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁参照)。そして、親の学校選択の自由については、その性質上、特定の学校の選択を強要されたり、これを妨害されたりするなど、学校を選択する際にその侵害が問題となり得るものであって、親が子を入学させる学校を選択する際に考慮した当該学校の教育内容や指導方法(以下、両者を併せて「教育内容等」という。)が子の入学後に変更されたとしても、学校が教育内容等の変更を予定しながら、生徒募集の際にそのことを秘して従来どおりの教育を行う旨説明、宣伝したなどの特段の事情がない限り、親の学校選択の自由が侵害されたものということとはできない。本件において、上記特段の事情についての主張立証はなく、上告人が、生徒募集の際に説明、宣伝した教育内容等を被上告人らの子の入学後に変更し、その結果学内に混乱が生じたからといって、被上告人らの学校選択の自由が侵害されたものとは認められない。

(2)ア もっとも、被上告人らの主張は、上告人が生徒募集の際に行った説明、宣伝により、論語に依拠した道徳教育が本件各学校に入学した子に施されると期待、信頼したにもかかわらず、上告人が同教育を廃止したことによって、その期待、信頼が損なわれたことを問題とし、その期待、信頼の侵害が不法行為を構成するとの趣旨をいうものとも解されるので、以下、そのような期待、信頼の侵害による不法行為の成否について、検討する。

イ 親が、学校が生徒募集の際に行った教育内容等についての説明、宣伝により、子にその説明、宣伝どおりの教育が施されるとの期待、信頼を抱いて子を当該学校に入学させたにもかかわらず、その後学校がその教育内容等を変更し、説明、宣伝どおりの教育が実施されなくなった結果、親の上記期待、信頼が損なわれた場合において、上記期待、信頼は、およそ法律上保護される利益に当たらないとして直ちに不法行為の成立を否定することは、子に対しいかなる教育を受けさせるかは親にとって重大な関心事であることや上記期待、信頼の形成が学校側の行為に直接起因することからすると、相当ではない。

他方、上記期待、信頼は、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものではない。生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容等の受け止め方やどこに重きを置くのかは、個々の親によって様々であり、すべての親が常に同じ期待、信頼を抱くものではないし、同様の期待、信頼を抱いた親であっても、ある教育内容等が変更されたことにより、その期待、信頼が損なわれたと感じるか否かは、必ずしも同様とはいえない。そうすると、特定の親が、子の入学後の教育内容等の変更により、自己の抱いていた期待、信頼が損なわれたと感じたからといって、それだけで直ちに上記変更が当該親に対する不法行為を構成するものということとはできない。

また、学校教育における教育内容等の決定は、当該学校の教育理念、生徒の実情、物的設備・施設の設置状況、教師・職員の配置状況、財政事情等の各学校固有の事情のほか、学校教育に関する諸法令や学習指導要領との適合性、社会情勢等、諸般の事情に照らし、全体としての教育的効果や特定の教育内容等の実施の可能性、相当性、必要性等を総合考慮して行われるものであって、上記決定は、学校教育に関する諸法令や学習指導要領の下において、教育専門家であり当該学校の事情にも精通する学校設置者や教師の裁量にゆだねられるべきものと考えられる。そして、教育内容等については、上記諸般の事情の変化をも踏まえ、その教育的効果等の評価、検討が不断に行われるべきであり、従前の教育内容等に対する評価の変化に応じてこれを変更することについても、学校設置者や教師に裁量が認められるべきものと考えられる。

したがって、学校による生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容等の一部が変更され、これが実施されなくなったことが、親の期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為を構成するのは、当該学校において生徒が受ける教育全体の中での当該教育内容等の位置付け、当該変更の程度、当該変更の必要性、合理性等の事情に照らし、当該変更が、学校設置者や教師に上記のような裁量が認められることを考慮してもなお、社会通念上是認することができないものと認められる場合に限られるというべきである。

ウ これを本件についてみると、本件で問題とされている教育内容等の変更は、論語に依拠した道徳教育の廃止であるところ、道徳教育それ自体の重要性は否定できないとしても、一般的

に、中学校や高等学校における教育全体の中で、道德教育が他の教科とは異なる格別の重要性を持つとはいえない。また、前記事実関係によれば、本件各学校においても、論語に依拠した道德教育がその特色となっていたとはいえ、本件道德授業は、1回35分間の講話と感想文の作成等が、中等部からの入学者についてはその1年次に28回、高等部からの入学者についてはその1年次に14回、それぞれ行われていたにすぎず、C前校長の解任後も、LHR及び合同HRにおいては、道德教育の行われる回数が減少し、また、論語に依拠した道德教育は行われていないものの、学習指導要領に沿った道德教育は引き続き行われており、本件各学校の総授業時間数及び授業項目に変更はなかったというのであって、論語に依拠した道德教育が廃止されたほかには、本件各学校の教育理念が大きく損なわれたり、教育内容等の水準が大きく低下したことはうかがわれない。そうすると、本件における教育内容等の変更は、道德教育について論語に依拠した独特の手法でこれを行うことを廃止したにとどまり、これが本件各学校の教育内容等の中核、根幹を変更するものとはとはいえない。

しかも、前記事実関係によれば、上告人は、論語に依拠した道德教育の中心的存在であったC前校長を急きょ解任せざるを得なくなり、その後任として適切な人材を学内から選任する時間的余裕もなかったというのであり、同教育を従前同様に継続することの支障となる事態が生じていたものといえることができる。そのような状況の下で、E新校長の方針に従い、同教育が廃止され、父母説明会でもE新校長から今後実施する道德教育の方針等について説明されていたものであって、学校設置者や教師に教育内容等の変更について裁量が認められることをも考慮すると、上記廃止について、その必要性、合理性が否定されるものともいえない。

以上の諸事情に照らすと、上告人が、本件各学校の生徒募集の際、本件道德授業等の内容を具体的に説明し、そこで行われていた論語に依拠した道德教育の教育的効果を強調し、積極的にこれを宣伝していたという事情を考慮しても、上告人が同教育を廃止したことは、社会通念上は認めることができないものであるとまではいえず、これが、被上告人らの期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為を構成するとは認められない。

3 以上と異なり、本件において、上告人に不法行為責任が成立することを認め、慰謝料請求を一部認容した原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。これと同旨の論旨は理由があり、その余の点について判断するまでもなく、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。

第3 債務不履行に基づく損害賠償請求について

原判決は、被上告人らが選択的に申し立てた不法行為に基づく損害賠償請求と債務不履行に基づく損害賠償請求のうち、前者の請求は、その一部を認容し、その余を棄却すべきであり、後者の請求は、そのうち上記認容額を超える部分を棄却すべきものと判断し、被上告人らの請求をいずれも棄却した第1審判決を上記の趣旨に変更するものであるところ、上記原判決につき、上告人が上告受理の申立てをし、被上告人らは上告及び上告受理の申立て並びに附帯上告及び附帯上告受理の申立てをしていない。しかし、被上告人らの意思は、上記各請求のうち一方が認容されれば他方は撤回するが、一方が棄却されるときは他方についても審判を求めるといふもの

であることは明らかであって、この意思是、全審級を通じて維持されているものというべきである（最高裁昭和57年(オ)第1023号同58年4月14日第一小法廷判決・裁判集民事138号567頁参照）。したがって、当審が、原判決中の被上告人らの不法行為に基づく損害賠償請求の認容部分を破棄し、同部分に係る請求を棄却した第1審判決に対する控訴を棄却すべきものと判断する場合において、当審が自判をするときは、債務不履行に基づく損害賠償請求を棄却した第1審判決中、上記認容部分と選択的併合の関係にある部分についての被上告人らの控訴の当否についても、審理判断することを要するものというべきである。

私立中学校又は私立高等学校の各学校設置者とその生徒との間の在学関係は、在学契約に基づくものであるところ、前記に認定、判断したところからすれば、本件における教育内容等の変更が在学契約上の債務の不履行に当たるものとまですることは困難である。したがって、被上告人らが在学契約の当事者であるとする被上告人らの主張を前提としても、被上告人らの債務不履行に基づく損害賠償請求は、理由がない。

第4 結論

以上説示したところによれば、被上告人らの請求をいずれも棄却した第1審判決は正当であるから、前記破棄部分につき、被上告人らの控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 涌井紀夫 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官 金築誠志)

平成 19 年 10 月 31 日東京高裁判決平18(ネ)5308号教育債務履行等請求控訴事件〔教育内容変更訴訟・控訴審〕

控訴人

甲野太郎

外 30 名

上記 31 名訴訟代理人弁護士

助川裕

伏見ゆかり

佐藤彰男

齊藤洋

佐藤嘉寅

塩原学

本郷亮

五島丈裕

柳原毅

財津守正

齋藤佐知子

西村太郎

被控訴人

学校法人江戸川学園

代表者理事長

木内英仁

訴訟代理人弁護士

松尾翼

賀集唱

石井藤次郎

八木仁志

寺尾智子

主文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、別紙「認容金額一覧表」の控訴人欄記載の各控訴人に対し、各対応する同一覧表認容金額欄記載の各金員及びこれに対する平成 17 年 3 月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

- (2) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1, 2 審を通じ、これを6分し、その5を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、別紙「控訴人対応一覧表」の控訴人欄記載の各控訴人に対し、各対応する同一覧表生徒欄記載の各生徒について、各対応する同一覧表教育欄記載の各教育をせよ。
- 3 被控訴人は、別紙「控訴人対応一覧表」の控訴人欄記載の各控訴人に対し、各対応する同一覧表請求金額欄記載の各金員及びこれに対する平成17年3月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、学校法人である被控訴人が設置する江戸川学園取手中学校又は江戸川学園取手高等学校(以下、両校を併せて「江戸取」という。)に平成16年度に在籍していた生徒の親である控訴人らが、被控訴人に対し、①被控訴人は、平成16年7月15日に当時の江戸取の校長であった一色昭夫校長を解任した後、控訴人らと被控訴人との間の在学契約の内容となっていた論語に依拠した道徳教育、IT教育等の教育内容を変更したと主張して、上記在学契約に基づき、上記教育内容の履行を求め(控訴の趣旨2)、②上記教育内容の変更は、上記在学契約の債務不履行に当たり、又は、上記教育内容の変更及び一色昭夫校長解任後の学内の混乱により、控訴人らの親としての学校選択の自由、子の監護教育権(民法820条)等が違法に侵害されたと主張して、債務不履行又は不法行為に基づき、慰謝料等の損害賠償及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成17年3月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた(控訴の趣旨3)事案である。

原審は、①在学契約の当事者は生徒であって、保護者である控訴人らではなく、②論語に依拠した道徳授業の廃止等の教育内容の変更は、被控訴人が精神的苦痛を与えたことは推認することができるものの、控訴人らの学校選択の自由を違法に侵害したとまではいえないと判断し、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

争いのない事実等、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正し、当審における被控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 5 頁 21 行目の「原告対応一覧表」を本判決別紙「控訴人対応一覧表」に改める。

イ 10 頁の末行末尾に「保護者が在学契約の当事者となる場合は、保護者を要約者、学校を諾約者、生徒を受益者とする第三者のためにする契約と捉えることができる。生徒の受益の意思表示は、黙示になされている。また、予備的に、生徒、保護者のいずれもが当事者であると主張する。」を加える。

ウ 11 頁 7 行目の末尾に「子どもの教育という事柄の重要性からして、受益の意思表示が黙示になされたと解することは不可能であるから、在学契約を第三者のためにする契約と捉えることはできない。また、教育給付は組織的に統一され、不可分である以上、この給付を受領する権利者(契約当事者)は、生徒か保護者のいずれかでなければならない。」を加える。

エ 11 頁 16 行目の末尾に「私立学校においては、教育内容や方法の独自性が強く、当該学校にとって重要な教育内容や方法について、それが契約時に特定されていて明らかであり、学校も積極的に宣伝、説明している場合には、その教育内容や方法は当該私学教育の基本をなすものとして契約内容となり、学校側の裁量権の行使も当然にこれに拘束される。」を加える。

オ 11 頁 25 行目から 12 頁 12 行目までを次のとおり改める。

「ウ 控訴人らの学校選択の自由、子の監護教育権(民法 820 条)等の侵害を理由とする不法行為責任の成否(争点 5)

(ア) 被控訴人は、前記第 2 の 1(2)の江戸取独自の個性的な教育を行うことを学校案内等の書面、学校説明会等で約束し、これらの教育内容を具体的に説明してその提供を約束したにもかかわらず、前記第 2 の 1(2)ア(ア)及び(イ)の授業を中止し、同ウについては、LHR、合同 HR 自体は実施しているが、論語に依拠した道徳教育は廃止しており、ネット授業も機能していない。

(イ) 平成 16 年 7 月、被控訴人内部において、理事会と一色前校長との間に確執が生じ、被控訴人が年度の途中で一色前校長を解任したことを契機として、江戸取は大混乱に陥り、生徒の学校生活の平穏は著しく侵害された。そればかりか、被控訴人は、それまで生徒が受けてきた教育を否定する言動を繰り返した。

(ウ) 被控訴人は、従前学校案内等で江戸取独自の特色ある教育を大々的に宣伝流布し、これによって控訴人らやその生徒に入学を決断させておきながら、生徒の入学後に、入学の最も強い動機となった江戸取独自の特色ある教育を廃止変更したものであり、その廃止変更の程度も著しく、変更の理由も理事会の内紛によるもので、何ら正当な理由はなかった。しかも、年度の途中でこのような廃止変更を突然断行し、生徒や控訴人らに対する事前の説明も一切なかったばかりか、生徒の学校生活を少なくとも 6 か月もの間大混乱に陥れたのみならず、手の平を返すようにそれまで生徒らが受けてきた教育を繰り返し否定し続けた。被控訴人のこのような一連の行為は、総合的に判断すれば、教育機関である学校側の裁量の範囲を逸脱したものであることは明らかであり、控訴人らの学校選択の自由、子の監護教育権(民法 820 条)、重要な教育方針についてみだりに変更されることのない利益、平穏な学校生活を自らの子に送らせる利益を著しく侵害し、違法である。」

カ 12 頁 20 行目の末尾に「控訴人らが主張する重要な教育方針についてみだりに変更される

ことのない利益、平穏な学校生活を自らの子に送らせる利益は、いわゆる履行利益であって、保護者と学校との間にこのような履行義務を定めた契約関係が存在しなければ、主張し得ない。また、控訴人らが主張する監護教育権も、結局は子の有する教育給付の履行利益の問題であり、これとは別個に親について独自の不法行為責任が発生するものではない。被控訴人の実施する教育内容等が、3年間ないし6年間、固定的に行われることについて、親の側に正当な期待権があるとはいえない。被控訴人の教育内容ないし手段の選択については、学習指導要領の変更、生徒の実情、時代の推移、社会のあり方の変化、国民意識の変化、教育関連諸科学の発展などに応じ、学校側が教育効果を検証して合目的に選択すべきことであり、学校側に裁量権が認められる。」を加える。

(2) 当審における被控訴人の主張(正当の事由ないしやむを得ない事由の存在)

ア 被控訴人

被控訴人は、学校運営の適正化を図るため、傘下の各学校の校長の定年制を一律に導入し、江戸取については、保護者の期待を考慮して、一色前校長の教育方針の継続性に配慮し、一色前校長の退任によって、教育現場に混乱を招かないよう、一定の猶予期間を設けた上、一色前校長を名誉校長として処遇することを具体的に検討していた。しかし、一色前校長の金銭的不祥事及び江戸取分離独立運動の扇動が発覚し、やむを得ず解任せざるを得なかった。また、一色前校長の後任として、江戸取の中等部二宮和男副校長(以下「二宮副校長」という。)を選任することを決定していたが、二宮副校長は、一色前校長の解任決議直前に健康上の理由により、校長職への就任を辞退する旨被控訴人に通知してきた。そこで、被控訴人は、再度被控訴人内部者より校長職を任用しようと努力したが、諸事情によりかなわず、やむを得ず、学校関係者ではない三井校長を新校長に任用した。従前の論語に依拠した道德教育は、一色前校長が中心となって実施していた独特のユニークな手法であったことから、その特殊性により、従前と同様の道德の授業を行える教員を配置することは不可能に近い。また、一色前校長の解任の理由がその不正行為であったことからすると、このような人物が中心となって実施されてきた道德教育の内容・手法を継続することは、生徒に対する教育上の観点からして、大いに疑問である。

三井校長は、平成16年8月22日の父母説明会において、新たな道德教育の内容・手法について説明するとともに、自らの抱負を語った。

したがって、被控訴人が、一色前校長解任後に三井校長を選任したこと、その結果としての三井校長の下での道德教育の内容・手法の変更には、正当の事由ないしはやむを得ない事由があったというべきである。

イ 控訴人ら

被控訴人が、江戸取独自の教育を廃止変更した目的は、保護者や生徒の利益のためではなく、学校法人内部の都合によるものであり、目的に正当性がない。論語に依拠した道德教育は、一色前校長以外の他の教員でも実施可能であったから、廃止変更する必要性はなかった。被控訴人は、論語に依拠した道德教育を年度途中で一切廃止し、一般的な道德やLHRの授業回数も減少させ、ネット授業も更新しなくなるなど、それまで、被控訴人自身が掲げてきた江戸取独自の教

育の大部分を廃止変更したものであり、必要な限度をはるかに超え、相当性を著しく欠く。被控訴人は、上記教育の廃止変更にあたり、保護者や生徒への説明を一切行わず、突然、保護者や生徒に対し、従前の教育を否定するようになったものであり、手続が不当、不適切である。したがって、被控訴人が従前掲げてきた江戸取独自の教育のほとんどをことごとく廃止変更したことについて、正当の事由もやむを得ない事由もない。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の争点について

本案前の争点(争点1及び争点2)についての当裁判所の判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1に説示するとおりであるから、これを引用する。

(1) 15頁17行目の「を構成するか」から19行目の「損害賠償」までを「に当たり、又は上記教育内容の変更及び江戸取に生じた混乱が不法行為に当たると主張して、損害賠償(慰謝料)」に改める。

(2) 15頁25行目の「原告ら」から16頁1行目までを「被控訴人の実施している教育内容の当否についての判断を求めるものではなく、中学校及び高等学校という団体内部の自主的、自律的解決に委ねられた内部事項ということもできないから、被控訴人の上記主張を採用することはできない。」に改める。

2 本案に関する争点について

(1) 認定事実

上記争いのない事実等、証拠(甲3ないし17, 36の1ないし3, 37の1ないし4, 38の1ないし3, 39の1及び2, 40の1及び2, 41, 44ないし49, 50の1ないし3, 51, 52, 53の1ないし4, 54, 56ないし65, 71, 77, 乙11, 12, 30の1ないし3, 控訴人乙川一郎本人, 丙山二郎本人, 同丁木四郎本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 江戸取は、昭和62年の中学校開校以来、独自の道徳授業を中心としたユニークな教育を実践し、めざましい進学実績を達成し、入学試験合格者のいわゆる偏差値を30台から70台に上げるなどの成果を挙げ、現在では茨城県下有数の進学校として全国的に注目される存在となっている。江戸取の教育理念は、「世界を築く礎となる人材」を育成するというものであって、人格の基礎となる部分を確立させることを重視する教育方針を採り、「心の教育」を教育理念として最重要視し、「情操教育」、「プルアップ教育」(求める者には限りなく与えるが、求めない者には無理に押し付けることはしない。)も教育理念としてきた。

イ 一色前校長が校長在任中には、江戸取の教育として、前記引用に係る原判決「事実及び理由」中の第2の1(2)ア及びイのとおり論語に依拠した道徳授業、LHR、合同HR、IT教育が行われており、被控訴人は、生徒の募集に当たり、学校案内等の書面、学校説明会等で、これらの内容を具体的に説明して、その教育的効果を強調し、積極的にこれを宣伝した。被控訴人は、特に論語に依拠した道徳教育について、他校に類を見ない独特の指導法で行われ、江戸取6か年一貫教育の基礎になっており、同教育は、「集中力」、「書く力」、「考える力」を養成し、これが全ての

教科の土台となり、学力の向上に大きなプラス効果をもたらし、また、仲間づくりの機会としても重要な教育効果を持っているなどと紹介し、学校案内等の書面に同教育による教育的効果を具体的に述べた在校生や保護者の文章を掲載するなどしていた。また、これらの教育内容は、一部のマスメディアや進学雑誌等において肯定的に取り上げられていた。

ウ 控訴人らは、いずれも、学校説明会などを通じて、江戸取の進学率のみならず、「心の教育」、「情操教育」、「プルアップ教育」などの教育理念に共鳴し、論語に依拠した道徳教育などの教育方法についてもその教育的効果に期待して、子にこれらの教育を受けさせたいと考えて江戸取を受験、入学させ、入学後は、論語に依拠した道徳教育等により子が大きく成長したとして、その教育的効果に満足するとともに、これらの教育を通じて、さらに子が成長することに期待していた。

エ 被控訴人は、平成 16 年 7 月 15 日、一色前校長を解任した。

オ 一色前校長の解任後、論語に依拠した道徳の授業は直ちに廃止され、「13 歳の決心」「16 歳の決心」も廃止された。LHR、合同 HR 自体は現在も実施されているが、LHR、合同 HR において、道徳教育が行われる回数は減少した(控訴人らは、一色前校長の解任後、ネット授業のコンテンツの更新回数が減るなどし、ネット授業が実質的に機能しなくなったと主張し、証拠(甲 61, 63)中には、これに沿う部分がある。しかし、証拠(乙 12, 13)によれば、平成 16 年度と平成 17 年度の間において、ネット授業受講申込率に大差がないことが認められ、少なくとも、上記学校案内等の書面、学校説明会等で紹介されていた内容と齟齬しているといえるほどの機能低下があったことを認めるに足りる証拠はない。)

カ 被控訴人は、平成 16 年 7 月 15 日に一色前校長を解任した後、保護者や生徒に対し、その経緯や今後の方針等について説明しないまま、同月 17 日、一色前校長が違法、不当な行為をしていたことなどを理由として一色前校長を解任した旨の理事会決議を記載した書面を、教室や廊下に張り出し、これに抗議する保護者との間でトラブルになった。

キ 被控訴人は、同月 26 日から同年 8 月 7 日にかけて、一色前校長を支持する保護者などが校内に入らないようにするため、警備員を数名配備して、江戸取の敷地内に、生徒以外の関係者を入らせないようにした。これに対して、保護者が校門において、警備員や学校関係者に抗議するなどした。

ク 被控訴人の四谷正理事長(以下「四谷理事長」という。)は、同年 7 月 31 日ころ、保護者に対し、保護者の中に学校法人の施設の一部を分離独立させる一方的な目論見をしている者がおり、県庁に陳情すべく父兄に呼びかけているとの情報があるが、一色前校長の経理処理については相当巨額な疑惑があり、一部扇動者による違法・不当な行為に加担しないよう要望する旨を記載した手紙を送付した。

ケ 江戸取の各担任教師は、同年 8 月、夏休み中の生徒の自宅などに電話をかけ、保護者に対し、新体制への協力を求めたが、その際、「今までの教育は間違いだった。」などと従前の教育を否定する発言をする者もいた。

コ 一色前校長は、在任中、生徒や保護者に対し、将来江戸取に 110 メートルの高さの校舎を

建てるとの構想を語り、これに共鳴した高等部 23 期生は卒業記念として 110 メートル校舎模型を作成し、被控訴人は、従前、これを職員室前に設置していたが、同月 20 日ころ、生徒、保護者、卒業生らに事前の連絡なしにこれを撤去した。

サ 被控訴人は、同月 22 日、父母説明会を開催し、一色前校長解任の経緯や成立予定の一色前校長との和解内容等について説明したが、同説明会は開会当初から怒号、野次、拍手などにより混乱した。また、三井校長は、同説明会において、今後実施する道德教育の方針や内容について説明したが、論語に依拠した道德教育を廃止変更する理由については説明しなかった。三井校長や四谷理事長は、同年 9 月 18 日に保護者らが開催を予定していた臨時後援会総会について、同月 15 日から 17 日ころ、無効である旨の通知書を保護者に送付したり、生徒に配布するなどした。これらの事態は、新聞、週刊誌などのマスコミに取り上げられた。

シ 三井校長は、同年 9 月以降、生徒や保護者に対し、一色前校長の教育方針を批判し、特に論語に依拠した道德教育については、その教育的効果を否定する発言をした。

(2) 争点 3(控訴人らが被控訴人との間の在学契約の当事者であるか)について

当裁判所も、被控訴人との間の在学契約の当事者は生徒であり、控訴人らではないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第 3 当裁判所の判断」の 2(1)に説示するとおりであるから、これを引用する。

以上によれば、在学契約に基づいて、教育内容の履行及び損害賠償を求める控訴人らの請求は、争点 4 について判断するまでもなく、理由がない。

(3) 争点 5(不法行為責任の成否)について

前記のとおり、控訴人らは、江戸取に在学する子の親として、親の子の教育に対する支配権に由来する、学校選択の自由を有しているものであり、このような学校選択の自由は、教育の自由を実現するための重要な権能であって、法的保護に値するものというべきであるから、これに対する違法な侵害に対しては、損害賠償を請求することができるものと解するのが相当である。

そして、控訴人らが、学校選択の際に考慮した事項が事後的に変更された場合には、学校選択の自由は実質的に無意味なものとなるから、被控訴人が、控訴人らの子である生徒が江戸取に入学後に控訴人らが子の入学する学校として江戸取を選択した際に考慮した事項を変更した場合には、これについて正当な理由がある等の特段の事情がある場合を除き、控訴人らの学校選択の自由を違法に侵害するものとして、被控訴人には、不法行為責任が成立するものというべきである。被控訴人は、学校選択後の後発的な事情に基づいて学校選択の自由が侵害されるといふ事態は考えられないと主張するが、学校選択の際に考慮した事項が学校入学後に変更された場合、その時点で同種、同等の教育を受けることができる学校を再度選択して再受験し、再入学するなどして当初の教育内容に対する希望をかなえることは、我が国の学校制度の運用上、事実上不可能又は著しく困難であって、このようなことを考慮すれば、教育内容の事後的な変更についても、実質的に学校選択の自由を侵害するものと認めるのが相当である。したがって、被控訴人の上記主張は、採用することができない。

これを本件についてみると、上記認定事実によれば、①被控訴人は、論語に依拠した道德教育

について、他校に類を見ない独特の指導法であって、同教育は、「集中力」、「書く力」、「考える力」を養成し、全ての教科の土台となり、学力の向上に大きなプラス効果をもたらし、また、仲間づくりの機会としても重要な教育的効果を持っているなどと説明、宣伝し、控訴人らは、いずれも、被控訴人のこれらの説明内容を信頼し、論語に依拠した道德教育についてもその教育的効果に期待して、子にこれらの教育を受けさせたいと考えて江戸取を受験、入学させ、入学後は、論語に依拠した道德教育等により子が大きく成長したとして、その教育的効果に満足するとともに、これらの教育を通じて、更に子が成長することに期待していたにもかかわらず、被控訴人は、論語に依拠した道德教育を平成16年7月半ばに突然廃止したこと、②一色前校長の解任は、年度途中における突然の解任という異常事態であったにもかかわらず、被控訴人の保護者や生徒らに対する説明は、一色前校長の違法、不当性を強調して、解任の正当性を主張することに重点が置かれ、突然、校長が解任され、論語に依拠した道德教育等の教育内容が廃止されるなどしたことによって生じた保護者や生徒らの不安を取り除き、混乱を納めようとする配慮に欠けていたこと、③上記のとおり、被控訴人自らが論語に依拠した道德教育の教育的効果等について宣伝し、生徒に同教育を実施してきたにもかかわらず、三井校長や教師などは、一色前校長解任後、一色前校長の教育方針を批判し、特に論語に依拠した道德教育については、その教育的効果を否定する発言をし、一色前校長や教師の指導に従い、教育的効果を信じて学習してきた生徒や保護者の不安を煽り、反発を招いたことが認められる。このような被控訴人の一連の行動は、我が子のために最善の教育環境を与えたいと考え、被控訴人の説明内容を信じて、子を江戸取に入学させることを選択した控訴人らの信頼を裏切り、学校選択の自由を不当に侵害するものであると認められる。なお、被控訴人が論語に依拠した道德教育を廃止したことについて、正当な理由が認められないことは、後記(4)において説示するとおりである。

被控訴人は、江戸取の総授業時間数及び授業項目、年間行事については変更はなく、道德教育の内容も学習指導要領に沿ったものであると主張する。しかし、前記認定の事実関係の下では、被控訴人が主張する事実があることは、上記の認定判断の妨げとなるものではない。

また、被控訴人は、控訴人らの子は、一色前校長の退任前に論語に依拠した道德教育を履修し終わっていると主張するが、前記認定事実によれば、一色前校長の解任後、論語に依拠した道德教育の授業は直ちに廃止され、「13歳の決心」、「16歳の決心」も廃止され、LHR、合同HRにおいて、道德教育が行われる回数は減少したものであって、本件全証拠によっても、控訴人らの子が、一色前校長の退任前に論語に依拠した道德教育を履修し終わっていることを認めることができない。

(4) 当審における被控訴人の主張(正当の事由ないしやむを得ない事由)について

被控訴人は、道德教育の内容・手法の変更には正当の事由ないしやむを得ない事由があったとして、上記第2の2(2)アのとおり主張する。確かに、証拠(乙1, 16, 21の1ないし6, 22の1ないし14, 23ないし25, 31, 32の1及び2)及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、一色前校長の退任によって教育現場に混乱が生じないよう、平成14年12月19日の理事会において、一色前校長を平成17年3月末に定年退任とすることを決議し、退任後は、名誉校長として処遇し、

一色前校長の後任として、二宮副校長を選任することを決定していたが、平成 15 年ころから、一色前校長は、一部の保護者とともに、江戸取分離独立運動を扇動するようになり、平成 16 年 6 月ころには、一色前校長の金銭的不祥事が発覚したことから、被控訴人は、急に、一色前校長を解任せざるを得なくなった上、二宮副校長は、一色前校長の解任決議直前に、健康上の理由により校長職への就任を辞退する旨被控訴人に通知してきたため、学内から適当な人材を選任する時間的余裕がなかったことが認められる。

しかし、被控訴人が、一色前校長の解任後、生徒に対する教育的配慮を最優先に考え、教育現場が混乱しないように努力したと認められないことは、上記認定のとおりであり、また、被控訴人は、論語に依拠した道德教育は、生徒に対し、一色前校長の考える道德を一方的に教え込み、又は押し付け、一色前校長の言葉が絶対であるとの観念を植え付けるものであり、学習指導要領の定めを違反すると判断したことから、上記変更を行ったと主張していたのであるから、被控訴人において、一色前校長解任後、論語に依拠した道德教育を継続する意思がなかったことは明らかである。被控訴人は、上記のとおり、論語に依拠した道德教育は学習指導要領に反するとか、これを実施してきた一色前校長自身が非道徳的人物であったなどと主張するが、一色前校長を校長に任命し、論語に依拠した道德教育を実施させていたのは、被控訴人なのであるから、このような理由で同教育を廃止するのであれば、これまで被控訴人を信じて同教育を受けてきた生徒やその保護者らに対し、その理由を十分に説明した上、被控訴人の責任を明確にし、生徒や保護者らの不安を取り除き、不満を解消する手立てを尽くすべきであるにもかかわらず、被控訴人において、このような手立てがなされなかったことも上記認定のとおりである。

以上によれば、論語に依拠した道德教育の廃止について、正当の事由ないしやむを得ない事由があるものと認めることができない。

(5) 争点 6(損害)について

上記認定の被控訴人の違法行為の内容、控訴人らの子のうち平成 16 年度に江戸取に在籍していた人数などの諸事情を総合すると、被控訴人に対し、控訴人らが被った精神的苦痛に対する慰謝料として、別紙「認容金額一覧表」の控訴人欄記載の各控訴人に対し、各対応する同一覧表認容金額欄記載の各金員を支払うよう命ずるのが相当である。

控訴人戊原花子は、本件により被った損害として、子の転校に要した費用等を請求するが、上記認定の被控訴人の違法行為が、転校を余儀なくさせるものとはいえないので、上記損害は、被控訴人の違法行為との間に相当因果関係が認められない。

以上によれば、控訴人らの請求は、被控訴人に対し、別紙「認容金額一覧表」の控訴人欄記載の各控訴人に対し、各対応する同一覧表認容金額欄記載の各金員及びこれに対する不法行為の後の日である平成 17 年 3 月 13 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

第 4 結論

以上によれば、控訴人らの請求は、主文第 1 項(1)掲記の限度で理由があるからその限度で認容し、その余の請求は理由がないからいずれも棄却すべきであり、これと異なる原判決は相当で

はないから、原判決を主文のとおり変更することとする。

(裁判長裁判官 柳田幸三 裁判官 田中治 裁判官 白石史子)

別紙

認容金額一覧表〈省略〉

控訴人対応一覧表〈省略〉

教育目録〈省略〉

c 2011 Westlaw Japan K.K., all rights reserved

平成 18 年 9 月 26 日東京地裁判決平17(ワ)4299号〔教育内容変更訴訟・第一審〕

原告 甲山A男
原告 甲山B子
原告 乙川C男
原告 丙谷D男
原告 丁沢E子
原告 戊野F子
原告 己原G男
原告 庚崎H男
原告 辛田I子
原告 壬岡J男
原告 壬岡K子
原告 癸木L男
原告 癸木N子
原告 寅葉M男
原告 卯波O子
原告 辰口P男
原告 辰口Q子
原告 丑木R男
原告 巳上S男
原告 午下T男
原告 午下U子
原告 未林V男
原告 未林W子
原告 申山X男
原告 酉川Y子
原告 戌谷Z男
原告 戌谷A代
原告 亥谷B作
原告 亥谷C代
原告 甲川D作
原告 乙谷E作
原告 乙谷F代
原告 丙沢G作
原告 丙沢H代

原告 丁野I作

原告 丁野J代

原告 戊原K作

原告 戊原L代

原告 己崎N作

原告 己崎M代

原告 庚田O作

原告 庚田P代

上記42名訴訟代理人弁護士 助川裕

同 伏見ゆかり

同 佐藤彰男

同 青井慎一

同 佐藤嘉寅

同 塩原学

同 本郷亮

同 五島丈裕

同 柳原毅

同 財津守正

同 齋藤佐知子

同 西村太郎

被告 学校法人Y学園

同代表者理事 A1

同訴訟代理人弁護士 松尾翼

同 小杉丈夫

同 石井藤次郎

同 大塚あかり

同 賀集唱

同 八木仁志

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告は、別紙原告対応一覧表「原告」欄記載の各原告に対し、各対応する同表「生徒」欄記載の各生徒について、各対応する同表「教育」欄記載の各教育をせよ。

2 被告は、別紙原告対応一覧表「原告」欄記載の各原告に対し、各対応する同表「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成17年3月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 争いのない事実等(末尾に証拠等が記載されていない事実は、当事者間に争いが無い。)

(1) 当事者

ア 別紙原告対応一覧表の「生徒」欄の記載の各生徒は、同表「入学年月」欄記載の年月にY学園a中学校又はY学園b高等学校(以下、両校を併せて「a・b校」という。)に入学し、平成16年7月当時、a・b校に在籍していた。原告らは、上記各生徒の親である。

イ 被告は、昭和19年3月24日に設立された学校法人であり、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的としている。被告は、昭和53年にY学園b高等学校、昭和62年にY学園a中学校を設置し、以降、a・b校をいわゆる中高一貫校として運営している(甲1、甲2、弁論の全趣旨)。

(2) a・b校の教育内容

a・b校は、昭和62年の中学校開校以来、独自の道徳授業を中心としたユニークな教育を実践し、偏差値を30台から70台に上げるなどめざましい進学実績を達成し、現在では茨城県下有数の進学校として全国的に注目される存在となっている。a・b校の教育理念は「世界を築く礎となる人材」を育成するというものであって、人格の基礎となる部分を確立させる教育方針を採り、「心の教育」を教育理念として最重要視し、「情操教育」、「プルアップ教育」(求める者には限りなく与えるが、求めない者には無理に押し付けることはしない。)も教育理念としてきた。後記辛岡Q作前校長(以下「辛岡前校長」という。)の退任前のa・b校の教育として、以下のものが行われていた。

ア 論語に依拠した道徳授業

(ア) 中等部に入学した生徒については、以下のとおりである。

年間28回(1回35分)の講話方式による授業を行う。その方式は、講師が、35分間、論語に依拠した道徳の講話をし、上記講話内容を、各生徒に一言一句漏らさずにノートに速記させ、書き漏らした部分については生徒同士で確認させる、各生徒に上記講話内容を清書させ、ノート1頁分の感想文を書かせて、上記講話実施日から4日以内に提出させる、校長、副校長、学年部長、担任教師のいずれかが、上記提出された感想文を読み、ノート1頁分の返事を書いて各生徒に返却するというものである。

保護者(父母)も、年に5、6回、上記授業に参加することができる。

上記全授業の終了後、生徒に同授業を授業した感想、これからの決意や将来への夢について「13歳の決心」との表題で、4000字程度の作文を書かせ、これを1冊の本に編集する。

(イ) 高等部に入学した生徒について、以下のとおりである。

年間14回(1回35分)の講話方式による道徳の授業を行う。その方式は、講師が35分間、論語に依拠した道徳の講話をし、上記講話内容を、各生徒に一言一句漏らさずにノートに速記させ、書き漏らした部分について生徒同士で確認させる、各生徒に上記講話内容を清書させ、ノート1頁分の感想文を書かせて上記講話実施日から3日以内に提出させる、校長、副校長、学年部長、担任教師のいずれかが、上記提出された感想文を読み、ノート1頁分の返事を書いて各生徒に返却するというものである。

上記全授業の終了後、生徒に同授業を授業した感想、これからの決意や将来への夢について「16歳の決心」との表題で、4000字程度の作文を書かせ、これを1冊の本に編集する。

(ウ) ロングホームルーム(以下「LHR」という。)、合同ホームルーム(以下「合同HR」という。)

LHR及び合同HRは、上記(ア)及び(イ)を基礎として、各クラスごとに、週1回、1回70分間、担任教師が論語に依拠した講話を行い、生徒はこれをノートに記録し、感想を書いて提出し、これに対して教師が一人一人に対して返事を書いて返却するものであり、合同HRは、中等部と高等部それぞれに全学年を対象として、年間10回、1回70分間、教頭、学年部長等が講話を行う。

イ IT教育

a・b校では、生徒は、インターネットを通じて、ホームページにアクセスし、下記コンテンツを利用して、学習することができる。

(ア) シラバスサイト

シラバスとは、中高6年間を通じた教科内容の流れと各学年の年間指導計画を各定期試験の範囲ごとにまとめ、年間学習指導計画に基づき、副教材や問題集を含んだチャートで学習のポイントを示すことで、生徒は、各単元に合わせた演習問題や解説が用意されているものを利用することができる仕組みである。

(イ) ネット授業

ネット授業とは、a・b校で行われている授業をホームページ上で日々再現し、生徒がいつでもアクセスすることができる仕組みであり、ネットで再現される授業の内容は、シラバスに沿って展開され、生徒の理解を高める工夫(音声・アニメ・動画等)が随所にされているのであって、教室での授業に対する関心を深めるための補完的な内容を含んでいる。

(3) 被告は、平成16年7月15日、理事会を開催し、当時のa・b校の校長であった辛岡前校長を解任し、その後、辛岡前校長の後任には壬井R作(以下「壬井校長」という。)が就任し、辛岡前校長は、同年7月27日、東京地方裁判所民事第8部に対し、校長罷免が無効であると主張して地位保全仮処分命令を申し立てたが、同年10月12日、同部において、辛岡前校長が同年7月15日付けでa・b校の校長職を辞任することなどを内容とする裁判上の和解が成立した。

(4) 教育内容の変更

a・b校は、壬井校長就任後、上記(2)ア(ア)及び(イ)の授業を中止し、上記(2)ア(ウ)については、LHR、合同HR自体は実施しているが、論語に依拠した道徳教育は廃止した。

2 本件は、原告らが、被告に対し、前記1(2)の教育内容は原告らと被告との間の在学契約の

内容であり、被告はそれを無断で変更したと主張して、原告らと被告との在学契約に基づき、上記教育内容の履行を求める(請求1)とともに、上記変更が原告らと被告の間の在学契約における被告の債務不履行若しくは不法行為を構成するか又は上記変更により原告らの学校選択の自由が侵害されたことが不法行為を構成すると主張して、各損害賠償請求権に基づき、精神的苦痛等による損害及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成17年3月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている(請求2)のに対し、被告は、本案前の主張として、本件は法律上の争訟に当たらない又は訴えの利益がないと主張して訴え却下を求め、これが認められない場合には、原告らは在学契約の当事者でない、上記債務不履行又は不法行為が認められないと主張して請求棄却を求めている事案である。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本案前の争点

ア 本件訴訟は法律上の争訟に当たるか否か(争点1)

(被告の主張)

(ア) 請求1について

中学校及び高等学校における教育内容は、公教育の一環として専門的、教育的、技術的見地から審査判断されるべき事項であり、法律の適用によって決定される事項ではない。また、中学校及び高等学校における教育内容は、学習指導要領の枠内において、学校教師の教授の自由を軸とした制度としての学校が自由に決定しうる領域に属し、制度としての学校の自立性が働く部分であり、すなわち、一般社会とは別の、学校という特殊な部分社会における非法律的な内部的事項であるから、部分社会の法理が妥当する場面である。したがって、上記請求は、司法審査の権限外であるから、不適法であるというべきである。

(イ) 請求2について

上記請求は、被告において、請求1のとおり教育をすべき債務又は注意義務があることを前提とするものであり、これらの債務、注意義務の存否については、前項のとおり裁判所の審判の対象外であるから、請求2も不適法であるというべきである。

(原告らの主張)

教育の裁量も、契約によって制限されるものであり、本件においては、在学契約で約束していたものと同一性を失うような教育内容の変更がされたのであるから、教育内容についても司法審査が及ぶ。本件訴訟は、在学契約に基づく教育債務の履行及びその不履行等による金銭的な損害賠償を求めるものであり、当事者間の具体的な権利義務に関する紛争であって、かつ、法令の適用により終局的に解決できるものであるから、法律上の争訟に当たる。また、部分社会の法理は、大学の自治の認められる大学に限って適用されるべきであって、中学校及び高等学校のような下等教育機関には、部分社会の法理は妥当しないものといえることができる。したがって、請求1及び2は司法審査の対象となるというべきである。

イ 本件訴訟は訴えの利益を欠くか否か(争点2)

(被告の主張)

(ア) 原告らは、真実は壬井校長を更迭し、辛岡前校長を復帰させるという別の目的で提訴したものであるから、本件訴訟は訴えの利益を欠くというべきである。

(イ) 請求1の教育債務の履行請求は、教師の裁量権との関係で、間接強制すらできない違法な訴えである。

(原告らの主張)

(ア) 原告らは、壬井校長の更迭を求めているものではなく、被告の上記主張(ア)は主張自体失当である。

(イ) 強制執行の可否と訴えの利益の有無とは関係がない。

(2) 本案に関する争点

ア 原告らが被告との間の在学契約の当事者であるか否か(争点3)

(原告らの主張)

被告との間の在学契約の当事者は、被告の生徒の保護者である原告らである。保護者は、子女に対し、義務教育として、中学校までは学校教育を受けさせる義務を負っており、中学校との在学契約の締結は、保護者として負担する義務の履行に他ならないから、私立中学校における在学契約の当事者は保護者であると解すべきである。これに対し、高等学校においては、保護者、生徒のいずれも在学契約の当事者となり得ると考えるべきであり、契約一般の場合と同様、各契約ごとに判断すべきであるところ、本件においては、被告は、合格後の入学金等の納入手続に関する文書や年間の学校納入金の支払方法に関する文書等契約上重要な文書を原告ら保護者にあてて送付するなどしているのであるから、生徒の保護者である原告らが在学契約の当事者であると解すべきである。

(被告の主張)

被告との間の在学契約の当事者は生徒であり、保護者ではない。中学校における義務教育、高等学校における教育は、私的な芸事教室等と異なり、非私事性の強い領域であり、生徒の保護者がその子に与えるという性質のものではない。また、学校教育は子の学習権を充足するためのものであり、教育機関から直接に教育債務の給付を受ける生徒が在学契約の当事者であるとするのが相当である。中学校における教育が義務教育であることと在学契約の当事者とは無関係である。

イ 被告がa・b校において前記第2の1(2)の教育内容を実施することが在学契約の内容に含まれるか否か(争点4)

(原告らの主張)

当事者間で、特色ある教育内容を約束することは、契約自由の原則により有効であり、その場合には、当事者は契約に拘束され、これを履行する義務を負う。私立学校の存在意義は正に特色ある教育内容を実施することにある。a・b校の前記第2の1(2)の教育内容は、独自性が高く、かつ、被告は、学校案内等の書面、学校説明会等でこれらの内容を具体的に説明してその提供を約束しているから、在学契約の内容となる。

(被告の主張)

原告らの上記主張は争う。在学契約における生徒の権利内容は、所定の教育課程を履修し、卒業することである。教育内容の決定は、教育裁量事項に属し、教育関係諸法規は、授業内容、教育内容をどうするかについては、契約当事者の私的な合意にゆだねていないのであるから、在学契約には、それら教育課程の内容的事項は含まれないし、在学契約の当事者間の合意によって拘束を加えるべき性質のものではない。また、学校案内の交付等は、契約締結の申込みでも承諾でもないから、学校案内等の記載内容が在学契約の内容となることはない。

ウ 原告らの学校選択の自由の侵害を理由とする被告の不法行為責任の成否(争点5)

(原告らの主張)

原告らには、学校選択の自由が保障されており、選択の際に考慮した事項が事後的に変更された場合には、学校選択の自由が全く無意味なものとなるから、原告らは、子女が入学した後も、学校案内等に記載された教育内容が実施される権利、重要な教育方針をみだりに変更されることなく一貫した教育を学校から受ける権利、子女が平穏な学校生活を送る権利という継続的な権利を有する。被告は、前記第2の1(2)の教育内容を行うことを学校案内等の書面、学校説明会等で約束したにもかかわらず、これらの内容を具体的に説明してその提供を約束しているにもかかわらず、前記第2の1(2)ア(ア)及び(イ)の授業を中止し、前記第2の1(2)ア(ウ)については、LHR、合同HR自体は実施しているが、論語に依拠した道徳教育は廃止しており、ネット授業も機能していないのであるから、原告らの学校選択の自由を侵害し、不法行為責任を負う。

(被告の主張)

原告らの上記主張は争う。

(ア) 学校選択の自由は、学校選択時において保障されているものにすぎず、学校選択時において、選択に際して考慮すべき事項について意図的な秘匿、虚偽の情報の提供をした等の特段の事情がなければ認められないというべきであるところ、被告は、子の入学時において、原告らに対し、虚偽の情報提供をした等の事実はない。学校選択後の後発的な事情に基づいて学校選択の自由が侵害されるという事態は考えられない。

のみならず、以下のとおり、被告は、辛岡校長の退任に伴い、a・b校の教育内容につき、より良い教育を行う目的でカリキュラムの変更を行ったが、それにより、原告らの法律上の利益を侵害していないのみならず事実上の利益も侵害していない。

a 総授業時間数及び授業項目

中学校の平成15年度及び平成16年度の時間割表と平成17年度のそれとを比較した場合、全学年を通じて英語(英会話を含む。)4時間、数学4時間、国語3時間、社会2時間、理科2時間、道徳LH1時間、体育1時間、芸術1時間で統一され、総授業時間数及び授業項目には全く変更がない。高等学校の総時間数及び授業項目については、平成15年度から全国の高等学校で新教育課程が導入されたこと、a・b校が中高一貫校であること、文系コースと理系コースがあることから、単純に平成15年度及び平成16年度と平成17年度を比較することはできないが、辛岡前校長の退任による総授業時間数や授業項目に変更が生じた事実はない。

b 年間行事

平成15年度及び平成16年度においては、5月に体育祭、授業参観及び学外の団体を招いてのコンサート、6月に中学校の修学旅行、7月に第1回校内コンサート及び合同HR、10月に〇〇祭、高等学校の修学旅行、11月に第2回校内コンサート、学外のオーケストラ等を招いてのコンサート、観劇及びマラソン大会、12月にスピーチコンテスト、2月、3月に中学校及び高等学校の球技大会が実施されており、平成16年度の7月、8月にかけては、高等学校の2、3年生対象の夏期宿泊研修が実施された。平成17年度においても、5月に体育祭、授業参観及び文楽に人形浄瑠璃、6月に中学校の修学旅行及びピアノリサイタル、7月に第1回校内コンサート及び合同HR、7月から8月にかけて、夏期休暇中の高等学校2年生対象の夏期勉強合宿、高等学校3年生対象の夏期学習指導、9月にスピーチコンテスト、10月に〇〇祭、高等学校の修学旅行、11月に第2回校内コンサート、学外のオーケストラ等を招いてのコンサート、12月にマラソン大会、2月、3月に中学校及び高等学校の球技大会が実施されている。以上のとおり、平成15年度及び平成16年度と平成17年度とで、年間行事の実施回数及び内容にもほぼ変更がない。

c 道徳教育

学校の教育の内容及び方法について定めた法規としての性質を有する学習指導要領によれば、道徳教育においては、中学生の心身の特質を理解し、生徒一人一人の実態を踏まえて生徒と教師が共に考え、共に探求していくことが大切であること、道徳教育の基本は、一人一人の人間の尊重であり、個性の尊重であり、教師は、一方的に教え込むのではなく、学校のあらゆる教育活動における生徒へ働きかけの中で具体化することが重要であること、道徳の指導においては、最終的には道徳的実践のできる生徒が育成の目標となるが、それは、一方的な押し付けによるものではなく、生徒が自主的、自律的に行うものでなければならないこと、教育は、教師と生徒との人間的触れあいがその前提となり、特に道徳の指導においては、教師は、道徳的に完成した人格者として生徒に臨むのではなく、生徒と共によりよい人生を求めて努力するという基本姿勢を持って指導に当たることが大切であることが定められている。

辛岡前校長時代のa・b校の道徳教育は、生徒に対し、辛岡前校長の考える道徳を一方的に教え込み又は押し付け、辛岡前校長の言葉が絶対であるとの観念を植え付けるものであり、学習指導要領の定めに違反していた。

そこで、被告は、学習指導要領の内容に適合するように変更したものである。

d IT教育

被告は、平成16年度に中学校で15講座、高等学校で19講座のネット授業サイトを開設している。平成17年度は、中学校において平成16年度と同数かつ同一のネットの授業サイトを開設している、高等学校においては、平成17年度に理科総合Aを追加した以外は、平成16年度と同一のネット授業を実施している。そして、平成16年度には、全校生徒の78.79%が、平成17年度には、全校生徒の74.7%がネット授業を利用している。以上のとおり、IT教育のカリキュラムも平成16年度と平成17年度で実質的に変更はない。

エ 損害(争点6)

(原告らの主張)

被告の在学契約における債務不履行、上記債務の不履行による不法行為又は学校選択の自由の侵害の不法行為により、原告らは、少なくとも子1人につき、100万円の精神的損害を被った。また、原告辛田I子については、子である辛田S代及び辛田T美の転校を余儀なくされ、辛田S代の転校に要した費用として入学金、施設費、諸会入会金42万5000円、制服代6万6517円、制定品代4万9120円、教科書代2万9560円、辛田T美の転校に要した費用として制服代等4万7335円の合計61万7532円の損害も被った。

(被告の主張)

原告らの上記主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の争点について

(1) 争点1について

裁判所がその固有の権限に基づいて審判することができる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる(最高裁昭和51年(オ)第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁参照)。

請求1は、原告らが被告との間の在学契約において合意されたと主張する具体的な教育内容の履行を求めるものであり、請求2は、上記教育内容を変更したことが原告らと被告の間の在学契約における被告の債務不履行を構成するか若しくは不法行為を構成するか又は上記変更により原告らの学校選択の自由が侵害されたことが不法行為を構成すると主張して損害賠償を求めるものであり、いずれも法令を適用することにより、終局的に解決できるものというべきであるから、法律上の争訟に当たるといふべきである。被告は、教育内容は、公教育の一環として専門的、教育的、技術的見地から審査判断されるべき事項であり、法律の適用によって決定される事項ではない、中学校及び高等学校における教育内容は、一般社会とは別の、学校という特殊な部分社会における非法律的な内部的事項であるから、部分社会の法理が妥当する場面であると主張する。しかし、請求1及び請求2は、原告らと被告との間の合意に基づく請求であるから、それが法律上の争訟に当たらないとする余地はないものであり、被告の上記主張は採用することはできない。

(2) 争点2について

原告は、給付訴訟を提起しており、その提訴の目的が辛岡前校長を復帰させることにあるか否かは訴えの利益を左右しない。また、請求1については、間接強制が不可能であるとまでいうことができない。したがって、争点2についての被告の主張は採用することができない。

2 本案に関する争点について

(1) 争点3について

憲法26条1項は、国民の教育を受ける権利を保障しており、その2項において、国民に対し、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を課している。子どもの教育は、子どもの学習する権利に対応しており、その充足を図るべき立場にある者の責務に属する。中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的としており(学校

教育法35条)、高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的としているのであり(同法41条)、その教育は、もっぱらこれを受ける主体である生徒の利益のために行われるべきである。親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も深い関心を持ち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子に対して教育を受けさせる義務があり、その反面、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有すると認められるが、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由に現われるものと考えられる。親に、上記学校選択の自由があるからといって、そのことから当然に、子が中学校又は高等学校に入学後の在学契約の当事者が親であるということとはできない。私立中学校及び私立高等学校を経営する学校法人は、親等の保護者との契約に基づいて教育に関する給付を提供するものではなく、教育に関する給付を受ける主体である生徒との間における在学契約に基づいて上記給付を行うものというべきであり、被告との間の在学契約の当事者は生徒であるということができる。なお、被告から原告らに対し入学金等の納入手続に関する文書等が送付されていることは、上記結論を左右しない。

(2) 争点5について

ア 前記のとおり、被告の生徒の親である原告らには、学校選択の自由が保障されており、選択の際に考慮した事項が事後的に変更された場合には、学校選択の自由が全く無意味なものとなるから、被告が、原告らの子である生徒がa・b校に入学後に原告らが子の入学する学校としてa・b校を選択する際に考慮した事項を変更した場合、原告らの学校選択の自由の侵害を理由とする被告の不法行為責任が成立する余地が全くないということとはできない。この点についての被告の主張は採用することができない。本件については、第2の1(2)の事実、証拠(甲3から甲17まで、甲36から甲40まで[枝番を含む。]、甲44から甲52まで[枝番を含む。]、甲54から甲65まで、乙1、乙11から13まで、乙15、原告癸木L男本人、原告戊原K作本人、原告亥谷B作本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a・b校は、昭和62年の中学校開校以来、独自の道徳授業を中心としたユニークな教育を実践し、偏差値を30台から70台に上げるなどめざましい進学実績を達成し、現在では茨城県下有数の進学校として全国的に注目される存在となっている。a・b校の教育理念は「世界を築く礎となる人材」を育成するというものであって、人格の基礎となる部分を確立させる教育方針を採り、「心の教育」を教育理念として最重要視し、「情操教育」、「プルアップ教育」(求める者には限りなく与えるが、求めない者には無理に押し付けることはしない。)も教育理念としてきた。

辛岡前校長が校長在任中には、a・b校の教育として、前記第2の1(2)のとおり論語に依拠した道徳授業、LHR、合同HR、IT教育が行われており、生徒の募集に当たり、学校案内等の書面、学校説明会等でも、これらの内容を具体的に説明して積極的に宣伝しており、原告らは、いずれも、上記教育内容が受けられるであろうと考え、子女をa・b校に入学させた。

平成16年7月ころ、a・b校において、辛岡前校長に係る解任及び免職問題が生じて混乱が生じ、最終的には辛岡前校長がa・b校の校長職を辞任すると和解が成立し、それ以後、論語に依拠した道徳の授業が廃止され、LHR、合同HR自体は実施しているが、論語に依拠する道徳教育

は廃止された。しかし、a・b校の総授業時間数及び授業項目、年間行事については変更はないし、道徳教育の内容も学習指導要領に沿ったものである。被告は、辛岡前校長時代のa・b校の道徳教育は、生徒に対し、辛岡前校長の考える道徳を一方向的に教え込み又は押し付け、辛岡前校長の言葉が絶対であるとの観念を植え付けるものであり、学習指導要領の定めを違反すると判断したことから、上記変更を行ったものであり、その内容は、客観的には質的に劣ったものではなく、学習指導要領に違反するものではない。

イ 原告らは、子女の入学時まで説明を受けていた論語に依拠する道徳教育を被告によって一方的に廃止されたものであり、上記教育内容が、極めて特色のある教育方法であったことに照らすと、原告らが上記教育内容の変更により精神的苦痛を受けたことは容易に推認することができる。また、上記各証拠によれば、被告が上記教育内容の変更の際に原告らに対して行った説明が必ずしも十分ではなかったことがうかがわれ、被告の姿勢にも問題がなかったということはない。

しかしながら、教育の具体的な内容及び方法については、国が教育の一定水準を維持しつつ、中学校教育及び高等学校教育の目的達成に資するために、中学校教育及び高等学校教育の内容及び方法について遵守すべき基準として定立している学習指導要領の変更、生徒の実情、時代の推移、社会の在り方の変化、国民の意識の変化等の実情に照らして検討する必要があることから、学校法人である被告及びその教師に広範囲にゆだねられているものと解すべきであり、生徒の募集に当たり、学校案内等の書面、学校説明会等で教育の具体的な内容及び方法について説明し、宣伝したとしても、そのとおりの教育をしなかった場合に直ちに、生徒の保護者の学校選択の自由を侵害するものとして違法性を帯びるものということはない。辛岡前校長の退任後も、a・b校の総授業時間数及び授業項目、年間行事については変更がなく、道徳教育以外の教育内容に顕著な質的低下が生じていることは原告らにおいて主張立証しないところであり、上記退任後の道徳教育の内容も、学習指導要領に沿ったものであり、客観的には質的に劣ったものであるということができない以上、原告らの学校選択の自由が違法に侵害されたとまでいうことはできない。また、上記教育内容の変更に伴うa・b校の混乱についても、直ちに原告らの学校選択の自由を侵害するものということまではできない。なお、原告らは、ネット授業が機能していないと主張するが、甲54、甲55、甲61、甲63、甲65、原告癸木L男本人尋問の結果中、上記主張に沿う部分は乙12、乙13に照らして直ちに採用することができず、他に上記主張を認めるに足りる証拠はないし、そもそもネット授業が機能していなかったとしても、上記結論を左右しない。

3 以上の次第で、原告らの本件請求は、その余の争点について判断するまでもなくいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 中村也寸志 裁判官 北澤純一 裁判官 齊藤学)

別紙 原告対応一覧表(省略)

(別紙) 教育目録

1 道徳教育

(1) 中等部より入学した生徒を対象とする道徳教育

〈1〉 論語に依拠した年間28回(1回35分)の講話方式による道徳の授業。方式は以下のとおり。

i 講師が、35分間、論語に依拠した道徳の講話を行う。

ii 上記講話内容を、各生徒に一言一句漏らさずノートに速記させ、書き漏らした部分について生徒同士で確認させる。

iii 各生徒に講話内容を清書させ、ノート1頁分の感想文を書かせて、iの講話実施日から数えて4日以内に提出させる。

iv 校長、副校長、学年部長、担任教師のいずれかが、上記 iii で提出された感想文を読み、ノート1頁分の返事を書いて各生徒に返却する。

〈2〉 上記〈1〉の授業に、各生徒の各保護者の参加を認めること

〈3〉 上記〈1〉の全授業終了後、同授業を受講した感想、これからの決意や将来への夢について4000字程度の作文を各生徒に書かせ、これを編纂した書籍を作成し各生徒に配布すること

(2) 高等部より入学した生徒を対象とする道徳教育

〈1〉 論語に依拠した年間14回(1回35分)の講話方式による道徳の授業。方式は以下のとおり。

i 講師が、35分間、論語に依拠した道徳の講話を行う。

ii 上記講話内容を、各生徒に一言一句漏らさずノートに速記させ、書き漏らした部分について生徒同士で確認させる。

iii 各生徒に講話内容を清書させ、ノート1頁分の感想文を書かせて、iの講話実施日から数えて3日以内に提出させる。

iv 校長、副校長、学年部長、担任教師のいずれかが、上記 iii で提出された感想文を読み、ノート1頁分の返事を書いて各生徒に返却する。

〈2〉 上記〈1〉の全授業終了後、同授業を受講した感想、これからの決意や将来への夢について4000字程度の作文を各生徒に書かせ、これを編纂した書籍を作成し各生徒に配布すること

(3) 合同ホームルーム

各学年毎に行われる論語に依拠した年間10回(1回70分)の講話方式による道徳の授業

(4) ロングホームルーム

各クラス毎に行われる論語に依拠した週1回(1回70分)の担任教師による道徳の授業

2 IT教育

a・b校の生徒がインターネットを通じてa・b校のホームページにアクセスし、次の(1)及び(2)のコンテンツを利用することができる教育。

(1) シラバスサイト

シラバス(〈1〉中高6年間を通した教科内容の流れと各学年の年間指導計画を各定期試験の範

毎毎にまとめ、〈2〉年間学習指導計画に基づき、副教材や問題集を含んだチャートで、学習のポイントが示され、〈3〉各単元に合わせた演習問題や解説が用意されているもの)を利用できる仕組み。

(2) ネット授業

a・b校で行われている授業をホームページ上で日々再現し、生徒がいつでもアクセスすることができる仕組み。

ネットで再現される授業の内容は、〈1〉シラバスに沿って展開され、〈2〉生徒の理解を高める工夫(音声・アニメ・動画など)が随所になされ、更に、〈3〉教室での授業に対する関心を深めるための補完的な内容を含む。